

平成15事業年度財務諸表及び決算報告書に関する意見書

独立行政法人通則法第19条第4項、5項及び第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立美術館の平成15事業年度の決算について監査したところ、適法に処理されており、財務諸表及び決算報告書のとおり相違ないことを確認します。

平成16年6月23日

独立行政法人国立美術館

監事

真室佳武

監事

和田義博